

関係各位

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い  
指定検疫物に追加する乳等の範囲について

今般、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（平成28年10月31日農林水産省令第70号）が平成29年11月1日から施行されることに伴い、乳製品が新たに指定検疫物に追加されましたのでお知らせいたします。

【概要】

1. 主な対象品目

乳等（乳（生乳を除く）、脱脂乳、クリーム、バター、チーズ、れん乳、粉乳  
その他乳を主要原料とする物）

※ 携帯品（別送品を含む。）として輸入及び輸出されるものを除く。

2. 対象時期

（輸出）平成29年11月1日以降に税関に輸出申告されるもの

（輸入）平成29年11月1日以降に本邦に陸揚げされるもの

3. その他

詳しくは、農林水産省（動物検疫所）ホームページをご覧ください。

[http://www.maff.go.jp/aqs/topix/dairy\\_products.html](http://www.maff.go.jp/aqs/topix/dairy_products.html)

【施行日】

平成29年11月1日（水）

【問合せ先】

東京税関業務部

・ 通関総括第2部門（輸入関係）

電話：03-3599-6338

・ 通関総括第4部門（輸出関係）

電話：03-3599-6341